

# 玉名高等学校

## 同窓会会則

### 第一章 総則

#### (名称)

第一条 本会は玉名高等学校同窓会と称する。

#### (目的)

第二条 本会は会員相互の情誼を厚くし教養を深め福祉を図り玉名高等学校の発展に寄与することを以て目的とする。

#### (事業)

第三条 本会はその目的を達するため次の事業を行う。  
一、会員名簿の調整管理  
二、会誌の発行  
三、若駒寮の管理、運営  
四、母校の教育活動への支援  
五、その他前条の目的達成に付随する事業

#### (所在)

第四条 本会の事務局を玉名高等学校内（熊本県玉名市中央一九七番地一）に置く。

#### 第五条

一、前項の支部は地域・職域とする。  
二、支部を設立するときは、本部に対し、名称、支部会費その他必要な規定を定めた支部規則を制定し、報告しなければならない。

### 第二章 会員

#### 第六条

本会の会員を分つて正会員、特別会員とする。

#### 第七条

旧玉名中学校、旧高瀬高等女学校、玉名高等学校及び玉名高等学校附属中学校の卒業生並びにこれらの学校に在籍したものを正会員とする。

#### 第八条

一、前項に掲げる学校の旧職員及び現職員を特別会員とする。  
二、正会員は別に定める会費を納入しなければならない。

### 第三章 役員、名譽会長、顧問及び会務

#### (役員)

第九条 本会の本部に次の役員を置く。

会長一名、副会長四名、幹事二五名以内、監事二名

#### (職務)

#### 第十条

会長は会務を総理し、本会を代表する。  
二、副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその代理の任に当たる。会長より委嘱された企画運営の他、会長から付託された事項について審議する。  
三、幹事は幹事会を構成し、本会運営の企画、予算案の作成、決算の審議、その他の会務を処理する。会務の処理に必要な場合、幹事会の決議により委員会を設置することができる。

四、監事は、本会の会計及び事業一切に関して、監査を行う。

#### (選任)

#### 第十一条

会長、副会長及び監事は、幹事会に於て正会員中より選任し、代議員会の承認を経るものとする。

二、幹事は正会員中より会長が委嘱する。

#### (任期)

#### 第十二条

役員は任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する代議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

一、補欠又は増員により選任された役員は任期は、他の役員は任期の残存期間と同一とする。

三、会長の任期は、三期六カ年を限度とする。

二、名譽会長は代議員会の決議により会長が委嘱し、顧問は幹事会の承認を得て、会長が委嘱する。その任期は会長の任期に準ずる。

(名譽会長及び顧問)  
第十三条 本会に名譽会長及び顧問を置くことが出来る。その範囲は別に定める。

二、名譽会長は代議員会の承認を得て、会長が委嘱する。その任期は会長の任期に準ずる。

### 第四章 会議

#### (会議)

第十四条 本会の会議は、代議員会及び幹事会とする。

#### (代議員会)

#### 第十五条

代議員会は必要ある場合、幹事会に諮り会長がこれを招集する。

#### 第十六条

代議員会は原則として一年一回開くものとし、予算、決算、会則の変更、其の他重要な事項を議決する。但し緊急止むを得ざる場合は執行後に代議員会の承認を求めることができる。

#### (代議員の選出)

#### 第十七条

代議員は卒業年次毎に選出された者各一名及び各地区支部長とし、会長が委嘱する。

#### 第十八条

一、任期は三年とし、再任を妨げない。但し支部長については各支部規定による。

二、代議員の交替補充は、その卒業年次又はその支部の責任において、その都度事務局に届けるものとする。

#### (議決の要件)

#### 第十八条

本会の会議は、第二十四条の場合を除き、出席者の過半数によつてこれを決し、可否同数の場合は会長が決する。

### 第五章 会計及び監査

#### (会計年度)

#### 第十九条

本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

#### (経費)

#### 第二十条

本会の経費は、次の収入をもつて充てらる。  
一、入会金 二、年会費

三、寄付金 四、その他の収入

#### (会費等)

#### 第二十一条

本会の入会費は、三、〇〇〇円とする。本会の年会費は、一口二、〇〇〇円とする。

#### (監査)

#### 第二十二条

本会の会計については、決算の都度幹事の監査を受け、幹事会の承認を受け、直近の代議員会に承認を求めなければならない。

#### (資産管理)

#### 第二十三条

本会の資産は会長が責任をもつて管理に当たらなければならない。

### 第六章 会則改正

#### 第二十四条

本会の改正会則は、代議員会出席者の三分の二以上の多数決により決する。

### 第七章 設立年月日

#### 第二十五条

本会の設立年月日は昭和五十一年九月二十二日とする。

#### 付則

一、事務局の構成並びに事務分掌は別にこれを定める。  
二、名譽会長の委嘱範囲は、本会の発展に多大な功績を挙げた者とする。

三、顧問の委嘱範囲を左記の通りとする。

一、現職玉名高等学校長  
二、本会会長経験者  
三、本会会員であり、玉名市長及び玉名郡町長会会長の現職にある者  
四、其の他幹事会の推薦する者

附則 本会則は昭和五十一年九月二十二日より施行する。

附則 平成十三年六月十六日一部改正

附則 平成二十二年六月十二日一部改正

附則 平成二十六年六月十四日一部改正

附則 平成二十八年六月十一日一部改正